

我孫子市告示第18号

街区の区域を新たに画すとともに、既存の街区の区域を変更するので、我孫子市住居表示に関する条例（昭和41年条例第32号）第2条の規定により、次のとおり告示する。

令和5年2月6日

我孫子市長 星野 順一郎

1 新設区域
栄27街区

2 変更区域
栄26街区

3 街区符号及び街区界
別紙のとおり

4 実施期日
令和5年3月1日

5 住居番号について

実施期日において、新設する街区内に住居番号を付すべき建物は存在しない。また、変更する街区内に既に存在する建物の住居番号は変更しない。

対象凶面【我孫子市栄26番・27番】

変更後

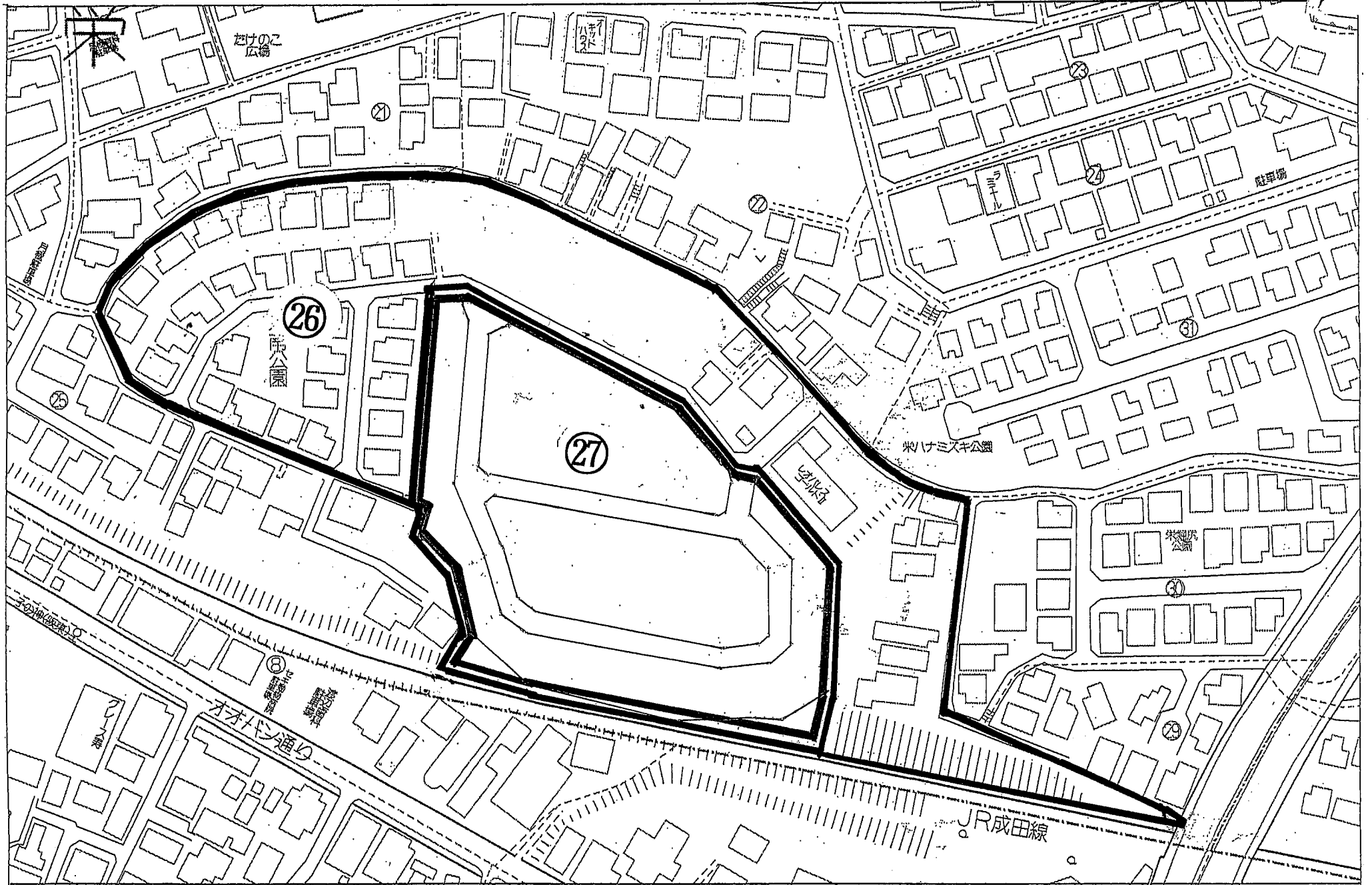
凡例



26番街区

27番街区

IN



対象凶面

【我孫子市栄26番】

凡例

変更前



26番街区

N

